

岩手県告示第 312 号

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定により、一級河川北上川水系盛岡東圏域に係る河川整備計画を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は、省略し、岩手県県土整備部河川課及び盛岡地方振興局土木部並びに盛岡市役所、矢巾町役場及び紫波町役場に備えておいて縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也